

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷カス又は有傷物等を偶然の一時的に吸入、吸収又は摂取したことによる急激かつ偶然な外来の事故に起因し、かつ、医師が当該結果生じた結果生じた中毒状態を除きます。ただし、細菌性食中毒は含みません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行契約款募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受託企画旅行契約の第2条第3項に定められているものをいいます。

この規定において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等サービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等サービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定の日時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出ることなく離脱し、かつ、その復帰の予定を離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間はその離脱した後は「企画旅行参加中」とはいいません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等サービスの提供を一切受けず（旅行日程の標準時より）、あらかじめ定められている場合において、その旨が当該日により当社において旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいいません。

前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）添乗員、当社の使用人又は代理人が旅行者を行う場合は、その受付完了時
- （2）前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内における手荷物の検査等の完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続きの完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とする。

第2項 の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- （2）前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合～その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

- （1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （2）死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （3）旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （4）旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができなくなる状態にある状態で運転し、その結果として生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（6）旅行者の病態、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。- （7）旅行者の転倒、出血、凍傷、炭疽又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- （8）旅行者の目的の執行又は拘留若しくは監禁中に生じた事故
- （9）戦争、外国の武力行使、革命、武装暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事又は暴動（この規定においては、群衆による多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持に重大な事態と認められる状態をいいます。）

（10）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質又は若しくは核燃料物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

（11）前2号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（12）第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

（13）当社は、原因のいかんを問わず、頭部怪我（いわゆる「むちうち症」）は腰痛・他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合～その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合～その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に定められている場合を除き、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

- （1）旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- （2）旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いずれも競争を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）を行っている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートこれらを用いて行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- （3）航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便又は不定期便であるを問いません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合～その4）

第5条の2 当社は、死亡補償金を受け取るべき者の各号の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合においては、補償金等を支払うことがありません。ただし、他の者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- （1）暴力団員、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- （2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （3）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （4）その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を生じていると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損、かつ、その原因となった傷害が治癒した後のもの）を被ったときは、以下同様とします。若しくは、旅行者1名に対して、別表第2の各号の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられている後遺障害のうち、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(4)、3(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般にその合計額を上限とし、補償金額の50%を超過しません。

前各項目に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ハ 通院日数 90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
 - ニ 通院日数 7日以上19日未満の傷害を被ったとき 5万円
 - ホ 通院日数 3日以上19日未満の傷害を被ったとき 2万円 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等の装着を受けた結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと又は当該部位がそのとき、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が治ったときは、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院見舞金を支払うときは、その合計額を支払います。

（10）補償対象である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありせん。

（11）補償対象品の盗難又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（3）旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこと、入院（医師による治療）を要する旨において、自宅等での治療が困難となり、病院又は診療所において、医師の管理下において治療に専念することを含みます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円

